

令和8年度山口労働局管内7施設で使用する電力供給契約 質問及び回答

令和8年2月9日
山口労働局総務課

【質問】

落札結果の公表は、前回同様、HPにて、単価が公表されますか。その場合、単価公表の範囲については、基本料金のみとするなど、ご配慮いただくことは可能ですか。

【回答】

国の支出の原因となる契約については透明性の確保の観点から、基本料金、電力量料金について落札単価を公表します。

【質問】

仮に当社が落札した場合、契約締結に際しては、代理人(事業所の長)に契約締結の権限を委任し、契約締結することは可能ですか。可能な場合、落札後、契約締結までに委任状を提出する対応でよろしいですか。

【回答】

契約締結権を有する者から事業所長への委任状の提出があれば、代理人への契約締結権限を委任することは可能です。契約締結時までに委任状を提出してください。

【質問】

燃料費調整額について、「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、中国管内的一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。

【回答】

燃料費調整額について、各社が定める燃料費調整額による契約は可能です。

【質問】

各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の 燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。

落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。

【回答】

入札価格算定にあたって、燃料費調整額は考慮しません。

【質問】

政府による電気料金支援政策(令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業)に基づく値引きは、事業者によって値引きの適用期間が異なる場合があります。

そのため、契約開始時点において他の事業者から支援政策に基づく値引きを受けられている場合、当社が落札することで、支援政策による値引きの適用期間が1ヶ月分短縮される(2026年4月分が適用されない)可能性があります。

このような状況下でも、当社は入札への参加が可能でしょうか。

【回答】

入札価格算定にあたり電気料金支援政策に基づく値引きは考慮しないため、入札への参加は可能です。